

花笠だより 6月号

発行：尾花沢警察署

0237-24-0110



外国人の不法滞在・不法就労防止にご協力を！

外国人が不法就労となるのは、

- ・ 密入国した人や在留期限が切れた人が働く
- ・ 観光等短期滞在目的で入国した人が働く
- ・ 外国料理のコックなどとして働くことを認められた人が、認められた仕事以外の工場等で作業員として働くなどのケースです。



注 意 事業主も処罰の対象となります！

- ・ 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人（不法就労助長）
⇒ **3年以下の拘禁刑・300万円以下の罰金又は併科**
- ・ 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主
⇒ **退去強制の対象**



外国人を雇用する際には在留カードの確認をしてください！

NO! DRUGS!

薬物を乱用すると脳や身体に悪影響を及ぼすほか、精神障害を発症し依存症を引き起こす原因になります。

大麻を始めとした違法薬物の売買にSNSが悪用されています。

覚醒剤：「シャブ、エス、スピード、アイス、氷」

大麻：「ハッパ、クサ、チョコ、野菜」

などの隠語を使って販売されることがあります。

これらの隠語のほか、「#手押し」などの隠語でSNSで検索し、怪しい誘いに軽い気持ちで返信すると、重い刑罰が科せられる可能性があります。

●覚醒剤の所持＝10年以下の懲役 ●大麻の所持＝7年以下の懲役



おかしいと思ったらすぐ警察に連絡を！

●違法薬物相談 023-635-1074 ●匿名通報ダイヤル 0120-924-839



6月28日(土)13時から県警察学校で開催します！

6月18日(水)まで、「やまがたe申請」による事前申込が必要です。

申込受付はこちらから→

【体験内容・見学内容】

白バイデモ走行見学、鑑識体験、機動隊訓練見学
サイバー犯罪対策体験、護身術体験
警察行政職、通信部職員の仕事説明

警察の仕事を経験してみませんか？



警察音楽隊では、**カラーガード隊員を募集**しています！
興味のある方は、警察本部広報相談課(023-626-0110)まで！